

## 議題3

# こども誰でも通園制度の認可について

令和7年10月

宮崎市 子ども未来部 保育幼稚園課

## 1 こども誰でも通園制度の概要

- (1) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）とは
- (2) 令和8年度の事業概要

## 2 こども誰でも通園制度の認可

- (1) 認可基準
- (2) 認可手続の流れ

## 3 「量の見込み」及び「確保方策」

- (1) 令和8年度からの本格実施に向けた「量の見込み」と「確保方策」について
- (2) 国の考え方
- (3) 本市の「量の見込み」及び「確保方策」の考え方

## 4 こども誰でも通園制度実施予定施設

- (1) 令和8年度からの実施予定施設
- (2) 位置図（分布図）

## 5 今後のスケジュール

## 6 公立保育所における試行実施状況（参考）

## (1) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）とは

- こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無に関わらず、保育所等を定期的に利用できる制度です。令和7年度に児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」と規定され、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として全ての自治体で実施することとされています。
- 民間事業者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市条例（国基準と同様）で定める設備及び運営に関する基準に適合していることが条件となります。また、市町村による指導監査、勧告等の対象とされています。

要件/年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等						小学校
就労要件なし	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>こども誰でも通園制度</b> <b>（乳児等通園支援事業）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0歳6か月から満3歳未満</li> <li>・ 月一定時間まで利用可能枠あり</li> <li>・ 時間単位で柔軟に利用可能</li> </ul> </div>						幼稚園

（注）こども家庭庁資料をもとに作成

## (2) 令和8年度の事業概要（今後の国の制度改正に伴い変更が生じる場合あり）

実施施設	認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く）、企業主導型保育事業所
対象児童	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所等に通っていない0歳6か月児～満3歳未満の児童
実施日・時間	実施日（曜日）や1日の利用時間枠は事業者で自由に設定 （注）事業者は曜日や時間を限定して児童を受け入れることも可能
実施形態	①一般型（在園児合同）、②一般型（専用室独立）、③余裕活用型
定員設定	利用定員（同時に預かり可能な児童数）は0～2歳児の年齢毎に設定
利用可能時間	未定（令和7年度の制度上は児童1人当たり月10時間を上限としている）
誰通システムの利用	事業者及び利用者は、こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「誰通システム」という。）で初回面談予約、利用予約管理等

### (1) 認可基準

- 市条例にて国が定める基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営を定める基準）と同内容を規定する条例を制定（令和7年6月議会にて議決）しています。
- 職員配置等の主な基準は以下のとおりです。

#### 職員配置

0歳児 : 職員 = 3 : 1

1・2歳児 : 職員 = 6 : 1

（注）半数以上は保育士、職員は2人を下回ることはできない（緩和規定あり）

#### 施設基準

##### 一般型

0・1歳児 【乳児室】 1.65㎡以上/人 【ほふく室】 3.3㎡以上/人

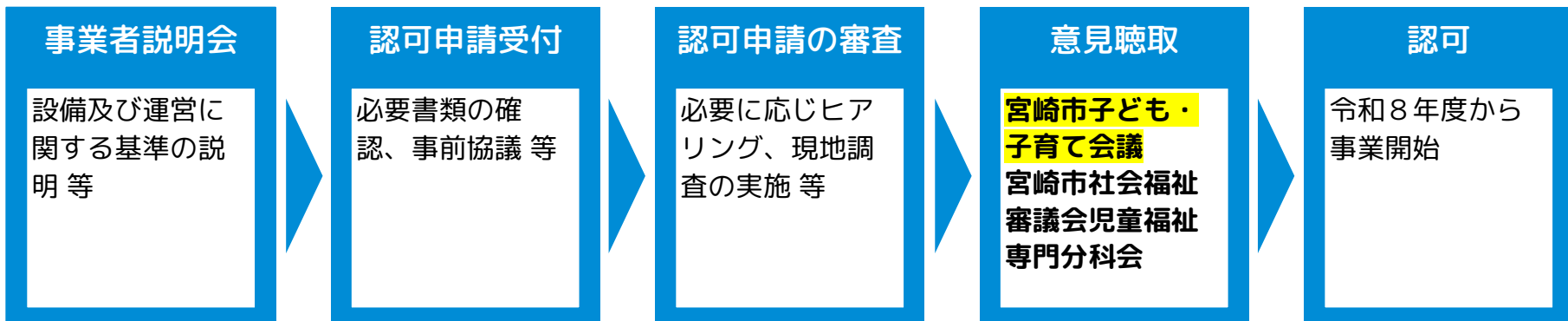
2歳児 【保育室又は遊戯室】 1.98㎡以上/人

##### 余裕活用型

利用児童（誰通児）と在園児数を合計した児童の年齢・人数に応じて、各施設の基準で求められる保育室等を確保する必要あり

### (2) 認可手続の流れ

- 事業者の募集・認可手続は、
  - ①事業者説明会の実施・事業者の募集開始
  - ②認可申請受付（事前提出・事前協議を経て本提出）
  - ③認可申請の審査
  - ④宮崎市子ども・子育て会議及び宮崎市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）による意見聴取
  - ⑤認可
 という流れとなります。



## (1) 令和8年度からの本格実施に向けた「量の見込」と「確保方策」について

本市は、令和7年4月からスタートした「宮崎市こども計画」において、令和7年度分のみ「量の見込み」及び「確保方策」を設定しており、令和8年度以降の数值は未定の状況です。

令和8年度からの事業の本格実施に向けて、これらを設定する必要があります。

### <宮崎市こども計画（第三期宮崎市子ども・子育て支援事業計画）（抜粋）>

現行

#### ◆提供区域の考え方

市内全域を一つの提供区域とします。

#### ◆需給計画

年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(A) 必要な事業量の見込み		-	384	-	-	-	-
0歳児		-	143	-	-	-	-
1歳児		-	116	-	-	-	-
2歳児		-	125	-	-	-	-
(B) 確保方策	目標	-	384	-	-	-	-
	実績	-		-	-	-	-
過不足 (B-A)		-		-	-	-	-

#### ◆量の見込みの算出方法

国の算出方法に基づく推計対象者数に推計利用率等に乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】

## (2) 国の考え方

国は、事務連絡によって乳児等通園支援事業の「量の見込み」等の考え方を示しています。

<令和7年9月16日付けこども家庭庁育成局保育政策課（事務連絡抜粋）>

### 必須記載事項

- **乳児等通園支援の量の見込み**

【必要受入れ時間数】 = 対象年齢（0歳6か月から満3歳未満）の未就園児数 × 月一定時間（10時間）

【必要定員数】 = 必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（注1）

（注1）定員一人1月当たりの受入れ可能時間数：月176時間（8時間×22日）を基本とする。

（注2）上記算出式を基本とするが、市町村独自に必要な定員数を算出することも可能とする。

- **確保方策**

- **乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項**

⇒乳児等通園支援事業が満三歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

## (3) 本市の「量の見込み」及び「確保方策」の考え方

本市は令和7年7月から公立保育所4か所において試行的に事業を実施していますが、独自の算出方法を取り得るだけの利用実績があるとは言えず、また、潜在的なニーズを正確に把握しきれていないのが現状です。

したがって、**基本的に国の考え方に基づき「量の見込み」及び「確保方策」等を設定**することとします。

そして、今後の利用実績の算出のしやすさや、本市の事業者の利用可能日時の設定状況等（※）を踏まえ、**その単位については、「必要受入れ時間数（時間/月）」で表記**することとします。

なお、今後、令和8年度以降の事業実施状況を見ながら、**利用実績が「量の見込み」と著しく乖離する場合は、宮崎市こども計画の中間見直し（令和9年度）において需給計画を見直す**こととします。

※受入れできる曜日・時間数について事業者によって幅があるため、定員数（1日8時間、1月で22日開設を前提とした数字）ではなく、本市全体で1月当たりに確保できる総時間数を単位とする。

## (3) 本市の「量の見込み」及び「確保方策」の考え方（続き）

### < 提供区域 >

- 居住区域以外にも**広域的な利用が見込まれるため、市内全域を1つの提供区域**とする。

### < 量の見込み >

- 国の事務連絡に基づき、年齢毎に**対象児童数×10時間**で積算する。

### < 確保方策 >

- 令和8年度に向け認可申請中の**約52施設の受入れ可能日時をベース**とする。
- 具体的には、**実施日数×実施時間×定員数で積算**する。

【例】実施日が週3日、実施時間が9:00～12:00、0歳児の定員が2人の場合  
確保方策（時間/月）72時間＝週3日（月12日）×3時間×2人

### < 一体的に提供する体制に関する事項 >

- 本市の場合、乳児等通園支援事業者は本市において教育・保育施設を運営する法人であることから、**同施設で実施する満3歳児クラスの活用を働きかけることや、必要に応じて一時預かり事業等の利用促進すること等により円滑な連携・接続を図る。**

## (3) 本市の「量の見込み」及び「確保方策」の考え方（続き）

（単位：時間/月）

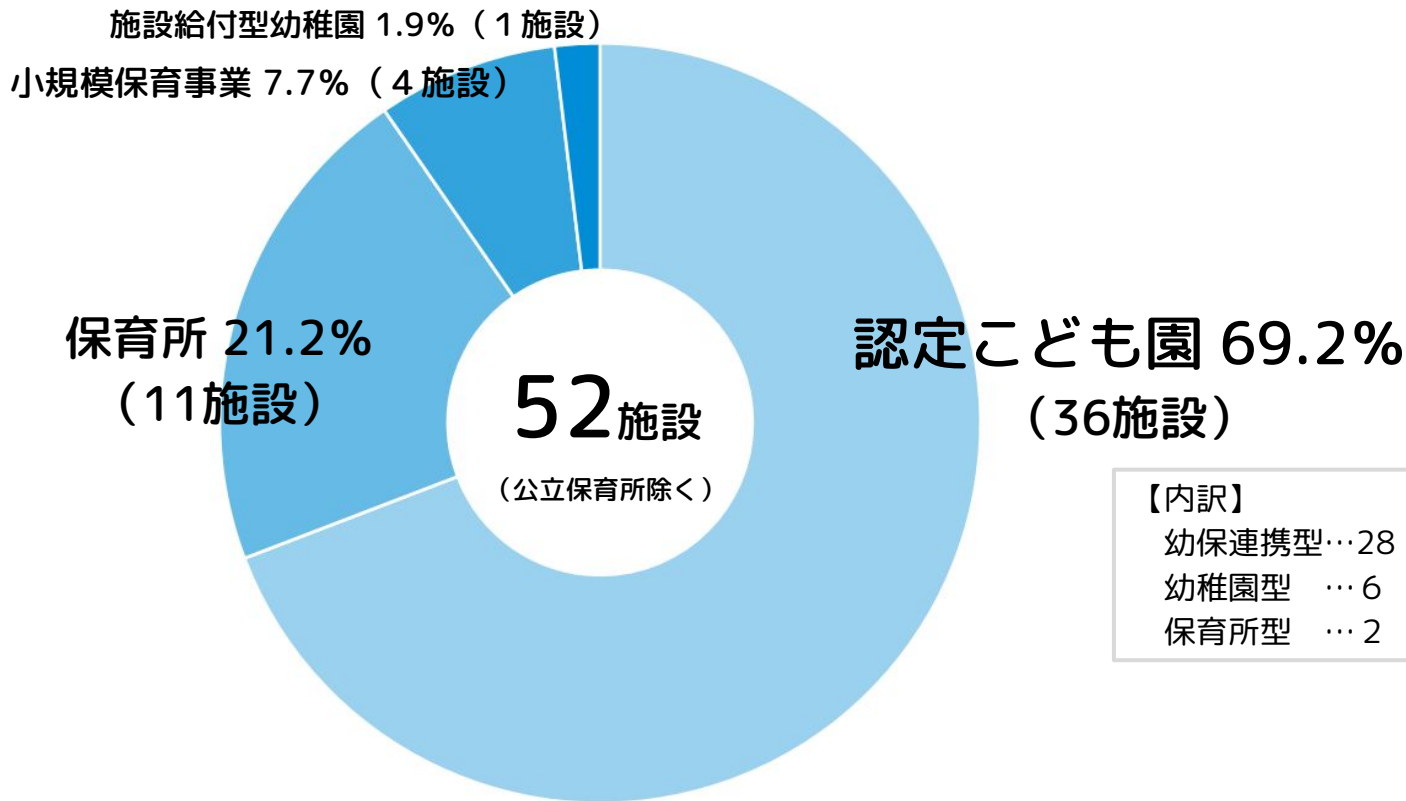
年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
(A) 必要な事業量の見込み		-	20,827	19,582	18,810	18,036	17,218	
	0歳児	-	7,756	7,825	7,877	7,935	7,974	
	1歳児	-	5,579	5,987	5,570	5,148	4,715	
	2歳児	-	7,492	5,769	5,363	4,953	4,529	
(B) 確保方策		目標値	-	-	21,298	21,833	22,413	23,042
		実績	-	-	-	-	-	-
	0歳児	-	-	6,290	6,825	7,405	8,034	
	1歳児	-	-	7,200	7,200	7,200	7,200	
	2歳児	-	-	7,808	7,808	7,808	7,808	
過不足 (B-A)		-	-	-	-	-	-	

（注）表については、端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。

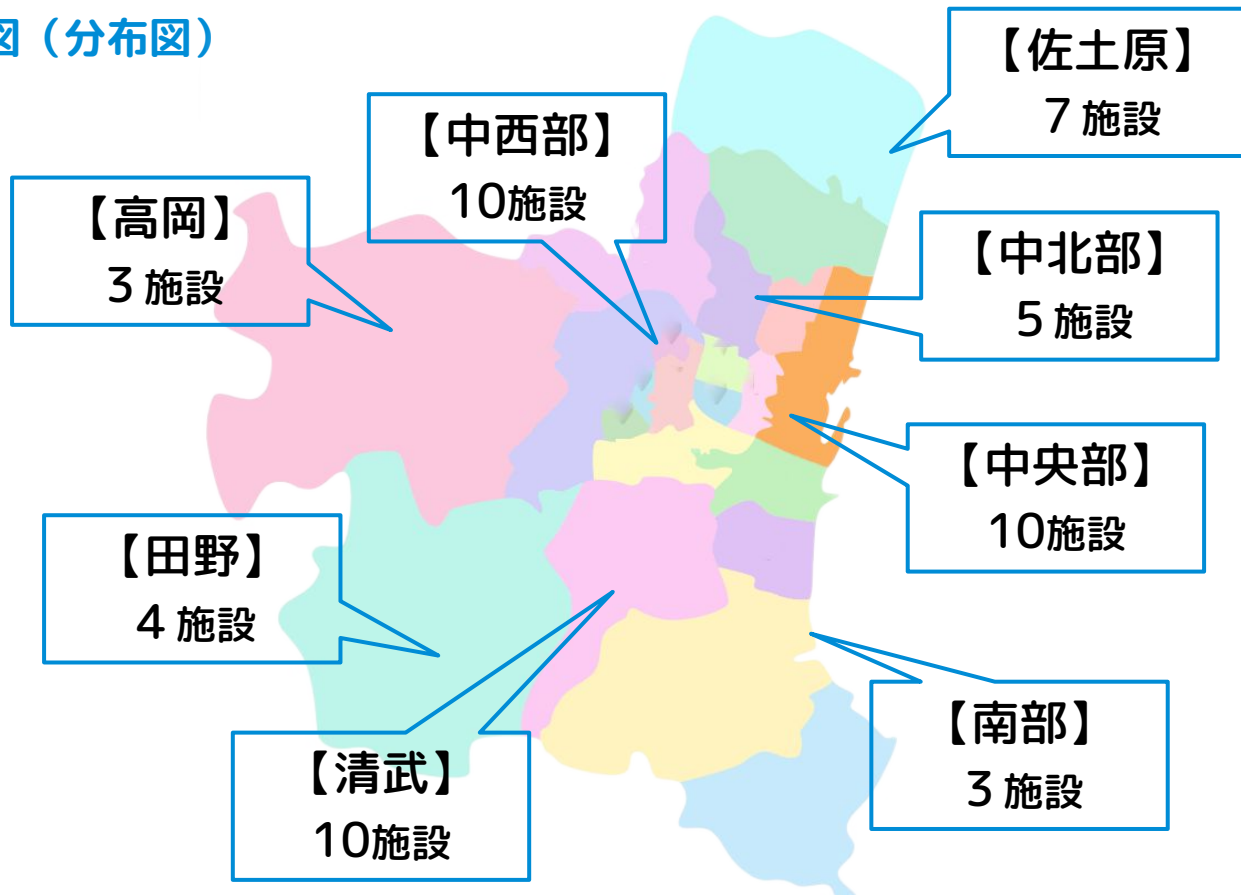
### <各年度の状況>

令和8年度～令和11年度まで、1歳児及び2歳児は「確保方策」が「量の見込み」を上回る。一方、0歳児は、令和8年度の「確保方策」が「量の見込み」を下回る。0歳児については、受入れ可能施設の増など（毎年度8.5ポイント程度の増）を図ることにより、計画の最終年度である令和11年度までに「確保方策」≥「量の見込み」を目指す。

## (1) 令和8年度からの実施予定施設














## (2) 位置図 (分布図)



各施設の概要  
は資料3参照



令和8年度からの本格実施に向けた主なスケジュールは以下のとおりです。なお、国のスケジュールに伴い、今後変更が生じる可能性があります。

R 7 年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>国</b>		 検討会（～12月）						 保育士向けの研修資材公表 等			
				 子・子計画の基本方針改正 量の見込みの手引き改正		 内閣府令案（確認基準等）の 発出（10月）・公布（11月）				 公定価格告示 の制定	
<b>宮崎市</b>	施設向け 意向調査 集計  設備等の 基準条例 制定  事業者向 け説明会 実施 等	 事業者募集 認可申請 受付		 認可申請の審査 現地確認、ヒアリング等 の実施			 <b>子ども・子育て会議            社会福祉審議会への            認可に係る意見聴取</b>		 認可 事業者への 通知	 利用者の募集開始 事業者向け研修会、確認手続 等	
				 こども計画の改訂							

## 試行実施の概要

時期	令和7年7月～
対象	市内に住む0歳6か月～満3歳未満の乳幼児
時間帯	午前9:00-11:00 午後1:00-4:00 ※午後枠は令和7年9月から開始
利用料	300円（1時間あたり）
実施施設	公立保育所4か所（小戸、青島、跡江、福島）

## 9月末時点での利用状況（58名※）※誰通システム登録者数

- 利用児童の年齢内訳 … 0歳児：21名、1歳児：18名、2歳児：20名
- 利用児童の男女比 … 男：32名、女：27名
- 利用状況 … 延べ64名

（内訳…小戸：37名、跡江：17名、青島：10名、福島：0名）



利用者募集

令和7年度宮崎市

### 子ども誰でも通園制度

保育所等に入所していない子どもが  
月10時間まで公立保育所に  
通園可能です

育児相談やリフレッシュの時間がほしい

子ども同士でふれあう機会を作りたい

●対象 市内に住む0歳6か月～満3歳未満の乳幼児

●時間帯 平日の午前9:00～11:00  
午後1:00～4:00（令和7年9月から）

●利用料 300円/1時間

●実施施設 公立保育所（小戸、青島、跡江、福島）[手続方法](#)

令和8年度の本格実施に向けた試行実施です